

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



死亡牛の届出書が一部変わりました！

BSE検査の対象となる牛（48か月齢以上の死亡牛等）は、生前の臨床症状により以下の①～③に分類した上で、検査を実施しています。

- ①特定臨床症状(生前の神経症状有等)を呈していた又は呈していた可能性の高い牛
- ②歩行困難、起立不能等であった牛
- ③上記の①及び②に該当しない牛

従来から死亡牛の届出書により、死亡の原因を記載していただいておりますが、生前の臨床症状について詳しく記入できるよう、死亡牛の届出様式を一部改訂しました。

新様式は、熊本県のホームページからダウンロードできます。

ホーム > 組織から探す > 農林水産部 > 家畜保健衛生所

> 死亡牛の適正な処理の手順

～死亡牛の届出書の記入方法～

別記第1号様式
死亡牛の届出書 年 月 日

熊本県知事 様
届出書住所
届出書氏名

1 所有者の
2 所有者の
3 牛が死亡
4 品種
5 性別
6 生年月日
7 届出番号
8 死亡日時
9 死亡の原因
10 備考

死亡牛の生前の臨床症状を記入しやすくしました！

死亡の原因及び生前の神経症状の有無を記入後、神経症状が有りの場合は、該当する項目に○及び✓を記入してください。

(例)ダウナー症候群

② 歩行困難、起立不能
○ 筋力シウム血症
○ 乳熱
○ その他

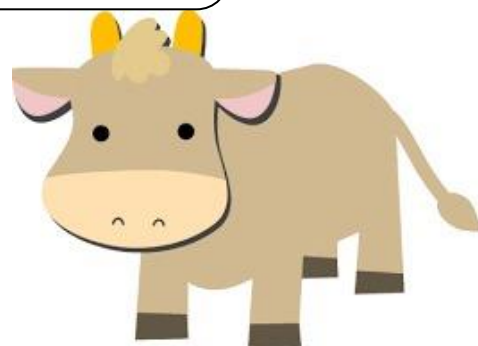
✓ ダウナー症候群
○ 神経麻痺

○ 異常的な症状を記入

【死亡牛の届出は以下の方に義務付けられています】

- その牛の死体を検案した**獣医師**
- 牛の**所有者**（獣医師による検案を受けていない場合）

新しい様式での届出を
よろしくお願いします！



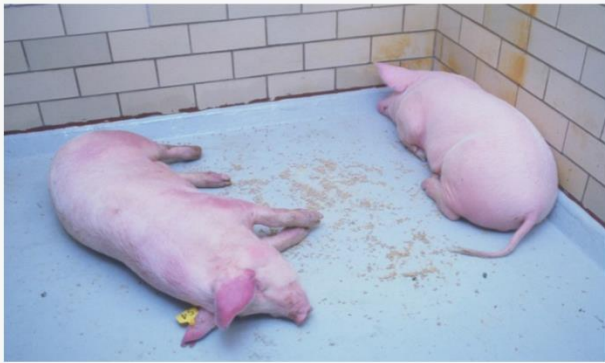
アフリカ豚コレラについて

アフリカ豚コレラは豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病です。

日本では、これまで本病の発生が確認されていませんが、欧州・ロシアにおいてその発生地域が徐々に拡大しています。畜産に関係する仕事に従事している方々が、これらの国々を訪問した際には、家畜を飼育している農場などへの立入りは極力避けるようにしてください。また、やむを得ず農場などの畜産関連施設へ立ち入ったり、家畜に接触した場合には、病原体が人や物に付着しているおそれがありますので、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

アフリカ豚コレラの症状

病状は多岐に渡り、甚急性、急性、亜急性、慢性の症状を示します。甚急性では突然死亡、急性では**発熱（40～42℃）**、**食欲不振**、**粘血便**、**チアノーゼ**等を呈し、死亡率は100%に近くなります。



写真出典：USDA APHIS Plum Island Animal Disease Center

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生年月日
高病原性 鳥インフルエンザ	H5N2	台湾(5件)	肉用あひる、採卵鶏、 肉用がちょう	平成30年3月26日 ～4月2日
	H7N9	中国(1件)	採卵鶏	平成30年3月27日
口蹄疫	A型	韓国(1件)	豚	平成30年4月1日
	O型	中国(3件)	牛・豚	平成30年3月22日 ～4月12日
アフリカ豚コレラ		ロシア(1件)	豚	平成30年4月3日

平成30年5月1日時点

毎月20日はくまもと家畜防疫の日



韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。
下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

